

【事前相談時又は令和8年6月12日(金)までに提出】※メール・郵送可

確認事項	確認欄
【事前の確認事項について】	
1 対象地内に、別の制度により固定資産税・都市計画税に係る軽減を受けている場所はない。	
2 「緑化協議の概要」「緑化協議に係る申出書前のチェックシート」を確認した。	
【前提条件について】	
3 「500㎡以上の建築物敷地」については課税地積ではなく建築確認時の敷地面積を用いることを確認した。	
4 敷地に対する緑地の割合(緑化率)が、10または15%以上必要である。超えない場合は契約対象外となることを確認した。	
5 税の軽減措置は土地に係る固定資産税等に関するものため、屋上・壁面緑化等部分は、税の軽減対象とはならないことを確認した。(緑化率には加算される。)	
6 緑化率の算出手続きは、現基準では精密な図面等の作成が必要なため、専門業者が作成する事例がほとんどであり、その場合には一定の費用を要することを確認した。	
7 税の軽減額の算定は、緑化率の算出手続きが完了後となる(事前に正確な数値は算定できない)ことを確認した。	
8 緑化率の算出に係る期間は規模、作成者の作図等の技量、作業速度などにより異なることを確認した。(「●か月あれば終わる」という目安はない)。	
9 令和8年の契約について希望する場合、令和8年6月30日(火)までに『緑化協議申出書』の提出が必要であることを確認した。	
10 『建築物緑化保全契約申出書』の提出の際には、土地所有者全員の同意書が必要となることを確認した。	
11 契約締結日以降の直近の1月1日を含む年度から10年間、固定資産税等が軽減されるため、契約締結日の時期により、税の軽減開始年度が異なることを確認した。	
【契約後について】	
12 緑地の形状や樹木について、認定時のまま10年間保全することを前提とした契約であるため、10年間良好に維持する義務があることを確認した。	
13 契約から10年間、緑地の形状や樹木について、変更や伐採をする予定はない。	
14 緑地の減少等により、契約違反と判断された場合は、違約金を支払う必要があることを確認した。	
15 分筆による地籍更正や、増築等による建築物敷地変更を行う場合、再度緑化率の算出手続の上、変更契約となる可能性があることを確認した。	
【契約が二回目以降の方のみ】	
16 建築確認時の敷地面積で緑化協議及び契約となるため、前回契約時の敷地面積と異なる可能性があることを確認した。	
17 今回算出する緑化率は、前回契約時の緑化率と異なる可能性があることを確認した。	
18 前回契約時とは、緑化率算出の基準が異なるため、図面作成方法及び必要書類が異なることを確認した。	
【重要事項について】	
19 期日までに『建築物緑化保全契約についてのチェックシート』『基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置に関する相談シート』を実施した場合であっても、令和8年11月27日(金)までに、建築物緑化保全契約申出に必要な書類を揃えることができない場合は、契約の申出を行うことができないことを確認した。	
20 期日までに各書類を提出後、書類の修正等が滞るなどした場合、本年中の契約に至らない可能性があることを確認した。	
21 期日を過ぎて各書類を提出した場合、令和9年以降の契約(令和10年度以降の税の軽減)を前提とした手続きの案内となることを確認した。	

私は、上記注意事項を理解し、確認しました。

令和 年 月 日

住所

氏名(署名)